

主要法改正一覧表

2015年 3月 更新

改正事項	適用条文	施行日 (終了日)	概要
特許異議申立制度の創設	特113条～120条の8	2015.04.01以降の特許公報発行のものから	広く第三者に特許の取り消しを求める機会を与えて、特許権の早期権利化を担保しつつ、特許権付与に対する見直しを簡易且つ迅速に行うために設けられた。
商標法の保護対象の拡大(立体・色彩・音)	商2条1項、3項、4項、3条1項3号	15(H27)4. 1	欧米等で保護されている「音」や「色彩」等の新たなタイプの商標について、我が国企業も海外で出願や権利取得を進めるケースが増加し、我が国における保護ニーズも顕在化しているので、商標の定義を見直し、音の商標や動きのある商標等の保護の拡大が図られた。
意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定	意60条の3～60条の12、	15(H27)5. 13	本条約は、複数国における意匠登録手続の簡素化と経費節減を目的としたものであり、この条約の意匠の国際登録制度を利用することで、意匠について複数国への一括出願が可能となり、また、複数国における意匠権の一元的管理が可能となる。
救済措置の拡充等	特30条、43条、44条、46条、108条等	15(H27)4. 1	改正前においても手続をする者の責めに帰すべきでない事由により所定の手続期間を徒過した場合の救済措置があったが、欧米諸国ではより広い救済措置を設けており、且つ東日本大震災の経験を踏まえ、新規性喪失の例外、優先権手続、出願分割、出願変更等において救済措置を拡充した。
商標権消滅後一年間の他人の登録排除規定の廃止	商4条1項13号	12(H24)4. 1	早期の権利取得というユーザーのニーズに応える観点から、商標権が消滅した後に、1年間の期間経過を待たずに他人が商標登録を受けることを可能にするため、商標法第4条第1項第13号を廃止した。
出願人・特許権者の救済手続の見直し	特36条の2、112条の2、184条の4、実33条の2、48の4、商21条、65条の3	12(H24)4. 1	外国語書面出願及び外国語特許出願の翻訳文の提出(特許法第36条の2及び同法第184条の4)について、期間徒過に「正当な理由」があったときは、期間経過後1年以内であって理由がなくなつてから2月以内であれば、救済手続による翻訳文の提出を認めることとした。
新規性喪失の例外規定等の見直し	特30条、商4条1項9号	12(H24)4. 1	新規性の喪失の例外の適用対象を、「特許を受ける権利を有する者の行為に起因して」新規性を喪失した発明にまで拡大することとした。
特許料等の減免に係る関係法令の見直し	特109条	12(H24)4. 1	特許料等の減免が第1～3年に限られていたものが第10年まで認められるようになった。
料金の見直し	意42条、国願18条	12(H24)4. 1	国際出願に係る料金が引き下げられた。また、意匠の登録料の料金が第11年～第20年までの料金が第4年以降の料金と同一になるように引き下げられた。
無効審判確定審決の第三者効の廃止	特167条	12(H24)4. 1	無効審判の確定審決の第三者効については廃止することとした。
審決の確定の範囲等に係る規定の整備	特126条	12(H24)4. 1	特許無効審判を請求項ごとに請求できるとする特許無効審判制度の基本構造は維持しつつ、明細書等の一覧性の確保といったわかりやすい公示に一定の配慮をした上で、特許無効審判における訂正の許否判断及び審決の確定を、請求項ごとに行うための改正を行うこととした。また、訂正に係る制度の一貫性を図るため、訂正審判についても請求項ごとの扱いを行うための改正を行うこととした。
再審の訴え等における主張の制限	特104条の4	12(H24)4. 1	特許権侵害訴訟等の紛争解決機能や企業経営の安定性等の観点から問題があるとの指摘を踏まえて、特許権侵害訴訟等の当事者であった者は、当該特許権侵害訴訟等の判決確定後に、特許を無効にすべき旨の審決又は訂正をすべき旨の審決であつて政令で定めるものが確定したことを、再審の訴えにおいて主張できない旨を定めることにより、再審を制限することとした。
審決取消訴訟提起後の訂正審判の請求の禁止	特126条	12(H24)4. 1	特許無効審判の手続において、審判合議体が特許の有効性の判断を当事者に開示(審決の予告)、特許権者がこれを踏まえて訂正の請求をすることができるようにした上で、審決取消訴訟提起後の訂正審判の請求は禁止することとした。
冒認出願等に係る救済措置の整備	特74条	12(H24)4. 1	真の権利者が自ら出願していたか否かにかかわらず、真の権利者が、冒認出願等に基づく特許権の特許権者に対して、その特許権(共同出願違反の場合は、その持分)の移転を請求することができる制度(移転請求制度)を導入するとともに、当該制度の導入に伴い必要な改正を行うこととした。
通常実施権等の対抗制度の見直し	特99条、	12(H24)4. 1	通常実施権を適切に保護し、企業の事業活動の安定性・継続性を確保するため、通常実施権に当然対抗制度を導入することとした。また、実用新案、意匠に、仮通常実施権が制度が導入された。
PCT19条及び34条補正における補正の根拠の表示について	PCT規則46.5(b)、66.8(a)、70.2(c)の2)	10(H22)7. 1	改正後においては、PCT第19条又は第34条の規定に基づき明細書、請求の範囲又は図面の補正を行う場合、補正のための差替え用紙に添付する書簡に、出願時の国際出願中の補正の根拠を表示することが義務化された(規則46.5(b)、66.8(a))。また、補正の根拠を表示しなかった場合、国際予備審査機関は、当該補正が行われなかったものとして国際予備審査報告を作成することが可能となった(規則70.2(c)の2))。
PCT出願のDAS(デジタルアクセスサービス)を利用した優先権書類の新たな提出方法について	PCT規則17(b)の2)	10(H22)1. 1	優先権書類を受理官庁もしくはIBへ提出する、または受理官庁に対して優先権書類の作成および送付請求を行うという従来の方法に加え、平成22年1月より、IBIに対して優先権書類をDASを利用して取得することが可能となりました。

主要法改正一覧表

2015年 3月 更新

改正事項	適用条文	施行日 (終了日)	概要
PCT19条・34条の規定に基づく「請求の範囲」の補正方法について	PCT19条、34条	09(H21)7. 1	「請求の範囲」全文を差替え用紙として提出することになりました。
通常実施権等登録制度の見直し	特34条の2～34条の5	09(H21)4. 1	仮専用実施権(34条の2)、仮通常実施権(34条の3)の創設 大学TLOや中小・ベンチャー企業等でニーズが強い「特許取得段階におけるライセンス(他者への実施許諾)」を保護するための登録制度を創設。
同上	特186条3項、実55条	09(H21)4. 1	ライセンスの拡大等によるライセンシー保護の必要性の高まりを踏まえ、特許権。実用新案権にかかる通常実施権の登録事項のうち、秘匿の要望の強い登録事項の開示を制限
優先権書類の電子的交換の対象国の拡大(特許・実用新案)	特43条5項、実11条、PCT規則17. 1(b)の2	09(H21)4. 1	世界的な特許出願の増大に対応して、出願人の利便性向上及び行政処理の効率化の観点から、優先権書類の電子的交換を世界的に実現するため、優先権書類を電子的に交換できる対象国を拡大。
拒絶査定不服審判の請求期間の見直し	特121条、意46条、商44条	09(H21)4. 1	拒絶査定不服審判の請求期間が査定謄本の送達日から3月の期間に変更された。(特許、意匠、商標)
拒絶査定不服審判の請求時の補正時期の見直し	特17条の2	09(H21)4. 1	拒絶査定不服審判請求時の明細書等の補正可能時期を審判請求時と同時にのみ可能とする変更がされた。
料金納付の口座振替制度の導入	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律	09(H21)1. 1	国庫金の電子決済インフラの整備に伴い、特許料等の料金の納付手続の簡素化を図る観点から、料金納付について、銀行口座からの振り替えによる納付制度を導入した。
特許・商標関係料金の改定	特107条	08(H20)6. 1	中小企業等の負担感が強い10年目以降の特許料の重点的引き下げを含む特許料の引き下げ(平均12%の引き下げ)
同上	商40条	08(H20)6. 1	諸外国と比較して高額であり、中小企業等の利用割合の高い(件数で36%)商標の設定登録料等の引き下げ(平均4.3%の引き下げ)
PCT-ROインターネット出願の受付		07(H19)4. 1	PCTインターネット出願の受付開始予定
意匠権の存続期間の延長	意21条、42条	07(H19)4. 1	意匠権の存続期間について、「設定登録の日から15年」を「設定登録の日から20年」に延長した。併せて、関連意匠の存続期間についても「設定登録の日から15年」を「設定登録の日から20年」に延長した。併せて16年以降の登録料も新設した。
意匠の定義の見直し(画像を含む意匠)	意2条	07(H19)4. 1	物品の本来の機能を発揮できる状態にする際に必要となる操作に使用される画面デザイン(画像)について、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に含まれるものとして意匠法の保護対象とする。
意匠の登録要件の見直し	意3条の2	07(H19)4. 1	先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠であっても、先願意匠の出願の日の翌日からその公報発行の日前までに同一出願人が出願した場合は、拒絶されないこととする。
意匠の類似範囲の明確化	意24条	07(H19)4. 1	意匠の類否判断について明確化するために、意匠の類似について、最高裁判例等において説示されている取引者、需要者からみた意匠の美感の類否であることを規定する。
関連意匠制度の見直し	意10条	07(H19)4. 1	関連意匠について同日出願の場合のみ登録が認められている意匠法第10条第1項を改正し、本意匠の公報発行の前日までの間に出願された関連意匠についての登録を認めることとする。
新規性の喪失の例外適用の見直し	意4条	07(H19)4. 1	出願の日から14日以内とされている証明書の提出期間を、出願の日から30日以内とすることとする。
秘密意匠制度の見直し	意14条	07(H19)4. 1	秘密意匠の請求をすることができる時期的要件について、現行法において認められている、出願と同時にする場合に加え、意匠登録の第1年分の登録料の納付と同時にする場合も認めることとする。
技術的特徴の異なる別発明への補正禁止	特17の2第4項	07(H19)4. 1	拒絶理由通知を受けた後は、特許請求の範囲に記載された発明を技術的特徴の異なる別発明に変更する補正を禁止する。このような補正が行われた場合は拒絶の理由(最後の拒絶理由通知後は補正却下)とする。
分割制度の濫用防止	特50条の2	07(H19)4. 1	分割出願の審査において、もとの特許出願等の審査において通知済みの拒絶の理由がそのまま適用される場合(例えば、分割出願にもとの特許出願の審査において新規性・進歩性が否定された発明と同一の発明がそのまま含まれている場合)には、拒絶の理由が既に通知されていることから、1回目の拒絶理由通知であっても「最後の拒絶理由通知」が通知された場合と同様の補正制限を課すこととする(この場合、拒絶理由通知の回数は原則1回となる)。
分割の時期的制限の緩和	特44条	07(H19)4. 1	実効的な権利取得の支援及び手続の無駄の解消の観点から、「補正をすることができる期間内」に加え、特許査定後及び拒絶査定後の一定期間にも、出願の分割を認めることとする。

主要法改正一覧表

2015年 3月 更新

改正事項	適用条文	施行日 (終了日)	概要
外国語書面出願の翻訳文の提出期間の延長	特36条の2	07(H19)4. 1	我が国に外国語書面出願により第1国出願をする出願人の翻訳文作成負担の軽減を図るため、外国語書面出願の翻訳文提出期間を2月から1年2月に延長することとする。
地域団体商標制度の導入	商7条の2	07(H19)4. 1	地域名称と商品(役務名)との結合商標であっても、使用される都道府県とその近隣の都道府県内で需要者に広く認識されたものであれば登録可能とした。
地域団体商標に対応した先使用による商標を使用する権利の新設	商32条の2	07(H19)4. 1	他人の地域団体商標の出願前から不正競争の目的でなく当該商標と同一類似の商標を使用していた者は、周知になっていなくても先使用権を与えられる。
小売業等役務商標の保護	商2条2項	07(H19)4. 1	商標法上の保護対象として、「小売及び卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」について使用される商標を追加する。
団体商標の主体の見直し	商7条	07(H19)4. 1	団体商標の主体として、一般法である民法の規定により設立された社団に加え、法人格を有する社団(会社を除く。)を追加する。
産業財産権の効力の拡大(輸出の定義規定の追加)	特実意商 2条 特101条、実28条、意38条	07(H19)4. 1	意匠法第2条第3項、特許法第2条第3項、実用新案法第2条第3項、商標法第2条第3項における実施・使用の定義規定に、輸出する行為を追加する。 また、意匠法第38条、特許法第101条、実用新案法第28条に規定されている「侵害とみなす行為」として権利侵害品を輸出するために所持する行為を追加する。
産業財産権の侵害とみなす行為の見直し(「譲渡目的所持」のみなし侵害規定への追加等)	特101条、実28条、意38条	07(H19)4. 1	侵害物品の譲渡等を目的としてこれを所持する行為をみなし侵害規定(意匠法第38条、特許法第101条、実用新案法第28条)に追加する。
産業財産権侵害の罰則の見直し	特196条、実56条、意69条、商78条等	07(H19)4. 1	意匠権、特許権及び商標権の直接侵害に対する懲役刑の上限を10年、罰金刑の上限を1,000万円に引き上げるとともに、実用新案権の侵害罪に係る懲役刑の上限を5年、罰金刑の上限を500万円に引き上げることとした。さらに産業財産権の間接侵害(みなし侵害)に対する懲役刑の上限を5年、罰金刑の上限を500万円に統一した。また、産業財産権四法について懲役刑と罰金刑の併科を導入し、法人重課について、四法統一的に3億円以下の罰金に引き上げることとした。
インターネット出願		05(H17). 10. 3	インターネット電子出願システムの運用開始
職務発明規定の見直し	特35条	05(H17). 4. 1	「相当の対価」の決定方法についてその方途を拡大した(契約、勤務規則等が不合理でない場合には、使用者等はこれにより定められた対価を従業者等に支払うことにより免責とされる)。
実用新案権の存続期間の延長	実15条	05(H17). 4. 1	2005年4月1日以後の出願について、出願日から6年が出願日から10年に改正された。
実用新案登録に基づく特許出願制度の導入	特46条の2	05(H17). 4. 1	実用新案登録出願の出願日から3年以内であれば、設定登録後であっても実用新案登録に基づく特許出願が可能
訂正の許容範囲の拡大	実14条の2	05(H17). 4. 1	①訂正の範囲 訂正の範囲を実用新案登録請求の範囲の減縮、誤記の訂正、明瞭でない記載の釈明を目的とするものまで拡大し、実質上拡張・変更するものを禁止する。 ②訂正の時期と回数 減縮等を目的とする訂正の時期は、実用新案権の設定登録後、最初の評価書の謄本の送達があった日から2月を経過するまで、又は無効審判について最初に指定された答弁書提出可能期間を経過するまでとし、訂正が認められる回数を全期間を通じて1回のみとする。なお、請求項を削除する訂正は従来の制度同様、原則として、いつでも、何回でも可能とする。 ③訂正した明細書等に対する基礎的判断の要件 実用新案登録請求の範囲の減縮等を目的とする訂正後の明細書等について、基礎的要件を満たしていないときは補正命令の対象とする。
特許関係料金の改定	特195条別表	04(H16). 4. 1	出願手数料の引下げ。 審査請求料引上げ(2004年(平成16年)4月1日以後の出願)。 特許料引下げ(2004年(平成16年)4月1日以後の審査請求)。
審査請求料の一部返還制度の導入	特195条9項及び10項	04(H16). 1. 1	拒絶理由通知等が未だの出願は、出願を取下げ、その取下日から6月以内に返還請求をすれば審査請求料の半額が返還される。
共有にかかる特許権等の減免措置の見直し	特107条、195条、実31条、54条	04(H16). 1. 1	特許法及び他の法令の規定により、特許料又は審査請求手数料の減免措置を受けることのできる者が共有者に含まれる場合、各共有者ごとに、単独出願の場合の納付額(減免対象者は減免後の納付額)に持分の割合を乗じ、その結果得られた各共有者ごとの負担額を合算した額を納付額とすることとした。

主要法改正一覧表

2015年 3月 更新

改正事項	適用条文	施行日 (終了日)	概要
特許料等減免に係る関係法令の見直し		04(H16). 1. 1	特許法107条及び195条の規定において、特許料等の納付義務が生じないとする対象から、独立行政法人を削除する。 実用新案、意匠、商標等についても同様の改正を行う。
無効審判の請求理由の記載要件	特131条, 133条	04(H16). 1. 1	審判請求の方式として請求の理由の記載要件を明定し、請求の根拠となる事実を具体的に特定すること、及び、いかなる証拠でこの事実を立証しようとするかを記載することを要求する。また、これに違反する請求書は不適法なものであり、補正命令の対象となることを明確にする。
無効審判の請求理由の要旨を変更する請求書の例外的認容	特131条の2	04(H16). 1. 1	無効審判請求書のうち、請求の理由の要旨変更にわたる補正については全面的に禁止されているが、一定の要件のもとでこれを認めることとする。その補正が①不当に審理を遅延させず、②合理的理由があり、かつ反対当事者の同意がある場合には、審判長の許可を得て補正できることとした。これに対し、訂正請求が行われた場合には特則を設け、訂正請求を契機として訂正に対応した無効理由の追加をする場合には、特許権者の同意を求めないこととする。
無効審判の審決取消訴訟係属中における訂正審判請求期間の制限、審決取消訴訟における差し戻し決定、及び差し戻し後の訂正請求の導入	特126条, 134条の2, 134条の3, 181条	04(H16). 1. 1	(1)訂正審判に関する改正一審決取消訴訟提起後の訂正審判請求期間の制限 審決取消訴訟の提起後に訂正審判を請求できる時期を制限することにより、訴訟審理の終盤あるいは上告申立ての段階になってから訂正がなされることによる審理の無駄をなくす。 (2)審決取消訴訟に関する改正一差し戻し決定の導入 無効審決を受けた特許権者に訂正審判の請求意思があるときは、裁判所が実態判断をせずに、柔軟かつ迅速に事件を特許庁に差し戻すことができることとし、無駄な審理期間をなくす。 (3)無効審判に関する改正一差し戻し後の無効審判中での訂正機会の確保及び訂正審判との調整 差し戻しがなされた場合に差し戻し後の無効審判の審理において訂正請求を認める制度を整備し、かつ、差し戻しがなされたときに既に係属している訂正審判の手続と無効審判の手続との調整を図る。
無効審判の審決取消訴訟における求意見制度及び意見陳述制度の導入	特180条の2 実47条2項 意59条2項 商63条2項	04(H16). 1. 1	当事者系審判について審決取消訴訟が提起された場合において、特許庁による法令解釈や運用基準が争点となるとき、または、特許庁の専門的知識が審理の充実のために必要となるときに、特許庁または裁判所の発議により、特許庁長官が裁判所に意見を述べる制度を創設する。
出願の単一性のPCTとの整合化	特37条 特施規25条の8 PCT第13規則	04(H16). 1. 1	二以上の発明が経済産業省令で定める「技術的關係」を有することが求められる。 「技術的關係」とは、二以上の発明が同一又は対応する特別な技術的特徴を有していることにより、これらの発明が単一の一般的な発明概念を形成するように連関していることをいう。 「特別な技術的特徴」とは、発明の先行技術に対する貢献を明示するものであることをいう。
国際出願手続の簡素化	PCT	04(H16). 1. 1	国際出願するとみなし全指定となる(但し、2006年4月1日より自己指定回避のために日本国を指定国から外すことが可能となった) 国際予備審査請求をしなくても国際調査報告より踏み込んだ国際予備審査見解書の入手が可能となった。
明細書からの特許請求の範囲の分離	特36条	03(H15). 7. 1	特許請求の範囲は、明細書とは別の書面になった。
パソコン出願ソフト3での出願開始		03(H15). 7. 1	電子出願フォーマットの国際標準化(XML)、PCT(国際段階分)のオンライン手続きは2004(H16).4.28から受付開始
発明の実施行為の明確化	特2条	03(H15). 1. 1	(1)特許法における「物」に「プログラム等」が含まれることを明示的に規定することにより、記録媒体に記録されないプログラム等の上方財がそれ自身として特許法における保護対象となり得ることを明確化する。 (2)発明の実施行為に「(プログラム等の)電気回線を通じた提供」を加えることにより、ネットワークを通じたプログラム等の提供行為が発明の実施に含まれることを明確化する。
間接侵害規定の拡充	特101条	03(H15). 1. 1	いわゆる「のみ品」でなくても間接侵害となるように客観的要件と主観的要件の両面から侵害の予備的又は幫助的行為を規定した。実用新案法、意匠法では、法上の物品でないプログラム等も間接侵害の対象とした。
国際商標登録出願における個別手数料の分割納付等の改正	商68条の30	03(H15). 1. 1	国際商標登録出願について出願時に出願手数料と登録料とを納付していたのを、登録料は登録査定時に納付すれば良いこととなった。

主要法改正一覧表

2015年 3月 更新

改正事項	適用条文	施行日 (終了日)	概要
IT化に伴う商標の使用行為の規定の拡大	商2条	02(H14). 9. 1	プログラムソフトのダウンロードによる販売、ダウンロードせずにネット上で操作するプログラムの提供、ホームページ上での広告的行為等について「商標法上の使用」にあたることが明確化された。
国内移行期間の延長	特184条の4	02(H14). 9. 1	国内段階移行期間は国際予備審査請求の有無にかかわらず優先日から30月になった。 外国語特許出願について、国内書面提出日から2月以内に翻訳文を提出することが可能となった。
先行技術開示制度の導入	特36条	02(H14). 9. 1	特許を受けようとする者が出願時に知っている先行技術があるときは、それに関する情報を明細書中に開示しなければならない。
審査請求期間の短縮	特48条の3	01(H13). 10. 1	2001年10月1日以後の出願は、審査請求期間が7年→3年に短縮。
国際登録出願		00(H12). 3. 14	マドリッド協定議定書に日本国が加入したので、商標も1つの手続きで複数の外国に出願できるようになった。
特許等の権利侵害に対する救済措置の拡充	特104条の2,105条,105条の2,105条の3,199条,201条,202条 実・意・商に準用	00(H12). 1. 1	侵害行為の立証の容易化 文書提出命令の拡充 計算鑑定人制度の導入 損害額立証の容易化 刑事罰の強化
新規性の公知発明、公用発明への世界基準の採用	特29条	00(H12). 1. 1	公知、公然実施、公知文献等のすべての地域的判断基準について、国内及び外国が対象となった。
新規性喪失の例外規定の適用事由の拡大と進歩性の判断での引用からの除外	特30条	00(H12). 1. 1	新規性の規定の改正に伴い、新規性喪失の例外の適用対象も拡大した。また、進歩性の判断にも発表等の新規性喪失の例外の適用が認められた発明を引例としないこととした。
早期出願公開制度	特64条の2	00(H12). 1. 1	1年6月以内であっても出願人の請求により出願公開し補償金請求権の警告を早くできるようにした。
商標・意匠・PCT出願・審判のオンライン化		00(H12). 1. 1	商標・意匠・PCT(国内段階分)・審判(査定系)についても、特許出願と同様にオンライン手続きが可能となった。
分割・変更出願に係る手続の簡素化	特44条,46条	00(H12). 1. 1	パリ・国内優先権、又は新規性喪失例外適用出願を分割・変更する場合、もとの出願で提出されていれば必要な書面等は出願時に提出されたものとみなす。
商標出願公開制度	商12条の2	00(H12). 1. 1	商標登録出願について出願後速やかに出願内容が公開されて、調査等の便宜が図られるようになった。
特許権等侵害に対する民事上の救済及び刑事罰の見直し	特102条 等	99(H11). 1. 1	逸失利益の立証容易化 実施料相当額の認定の見直し 親告罪→非親告罪 法人重課
意匠制度の見直し	意2条,3条, 3条の2,5条 等	99(H11). 1. 1	部分意匠の保護 創作容易性の要件引上げ 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外 物品の機能のみからなる意匠の保護除外 組物意匠制度の見直し 類似意匠制度の廃止、関連意匠制度の創設
発明の名称の削除	特36条	99(H11). 1. 1	願書に発明の名称を記載しなくても良くなった。
先後願判断における拒絶確定出願の取扱い(先願の地位)の見直し	特39条、実7条 意9条、商8条	99(H11). 1. 1	拒絶査定又は拒絶審決が確定した出願は初めからなかったものとみなす(先願の地位を失う)。
先出願による通常実施権の新設	意29条の2	99(H11). 1. 1	先願が公知として拒絶になったのに先願意匠と類似の意匠の後願が意匠登録になった場合、一定の条件下で先願出願人だった者はその拒絶になった意匠を実施できる。
無効審判の審理促進	特131条	99(H11). 1. 1	請求理由要旨変更の禁止
汎用パソコンでオンライン手続き開始		98(H10). 4. 1	特許、実用新案について汎用パソコンでのオンライン手続き開始

主要法改正一覧表

2015年 3月 更新

改正事項	適用条文	施行日 (終了日)	概要
商標法改正		97(H09). 4. 1 書換制度のみ 98(H10). 4. 1	一出願多区分制の導入 更新登録出願制度の廃止、無審査の更新登録申請制度の導入 更新期間満了後における割増登録料の支払による更新 不使用取消審判制度の改善(請求人適格緩和、駆込み使用防止等) 付与後異議申立制度への移行 立体商標制度の導入 団体商標制度の導入 連合商標制度の廃止 指定商品の書換制度の導入(但し、これは国際分類前の出願の制度)
特許権存続期間の変更	特67条	95(H07). 7. 1	特許権の存続期間の終期の起算日が出願日から20年のみとなった。
外国語書面出願制度の導入	特36条の2	95(H07). 7. 1	特許出願について日本語の明細書、特許請求の範囲等の代わりに外国語(現在は英語のみ)で記載された外国語書面、外国語要約書を出すことが可能となった。
補正の適正化	特17条の2	94(H06). 1. 1	出願当初明細書記載事項に対し新規事項の追加不可 最後の拒絶理由通知後の補正内容の制限強化
実用新案制度の改正		94(H06). 1. 1	実用新案制度を無審査登録制度に移行
オンライン出願		90(H02). 12. 1	特許・実用新案についてオンライン出願制度導入